



託送供給等約款の変更届出について

2026 年 9 月 11 日

東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、本日、電気事業法第 18 条第 5 項^{※1}に基づき、「託送供給等約款」の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

「託送供給等約款」とは、小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものであり、今回の変更届出にあたっては、2026 年 9 月 4 日に経済産業大臣から承認いただいた「託送供給等に係る収入の見通し^{※2}」([2026 年 9 月 4 日お知らせ済み](#))に基づき、託送料金単価の見直しを行いました。

なお、新たな託送料金単価は、「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請に係る料金制度専門会合の審査結果を前提とした託送料金単価 ([2026 年 8 月 24 日お知らせ済み](#)) から変更ございません。

参考：電圧別の 1kWh あたりの平均単価

	(税抜、円/kWh)		
	改定単価 ^{※3}	現行単価 ^{※4}	差引
特別高圧	2.11	2.05	0.06
高圧	4.13	3.78	0.35
低圧	9.65	8.58	1.07
発電側	0.57	0.50	0.07

本日変更届出した「託送供給等約款」は、2026 年 11 月 1 日からの実施を予定しております。

当社は引き続き、当社サービスエリア内のレジリエンス向上やくらしの安心・安全、利便性の向上に貢献し、これまで以上にお客さまや社会から必要とされる企業を目指してまいります。

※1：電気事業法第 18 条第 5 項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

※2：レベニューキャップ制度において、当社が託送供給等の業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入として算定したもの。

※3：収入の見通し（2026 年 9 月 4 日承認値：76,062 億円、現行の収入の見通し比+2,516 億円）を前提に、料金制度専門会合中間とりまとめにおける「実績収入と収入上限の乖離が発生した場合の基本的な調整方針」に則り 232 億円を差し引いた 75,830 億円（現行の収入の見通し比+2,284 億円）を基に算定した平均単価。同様の前提で算定した実際の料金算定に用いられる託送料金単価は別紙を参照。

※4：収入の見通し（2023 年 11 月 24 日承認値：73,546 億円）を前提に算定した平均単価。

別 紙：

- ・ [託送料金単価表](#)

以 上